元代江南投下考

――『元典章』文書にみる投下と有司の相剋――

植松　正

はしがき
一　戸計長官司
二　財賦都總管府と財賦提擧司
三　『元典章』吏部の投下關係諸條の檢討
むすび

はしがき

元代の南中國、いわゆる江南三省の地域では、路・州・縣の管轄下にあった一定數の戸が斡耳朶（オルド）や諸王・后妃・公主・駙馬や功臣たちに對して「江南戸鈔」として分け與えられた。これが事實上、江南の投下領であり、なかでもモンゴルの貴戚に對して與えられたものは位下領といわれている。投下についての研究はわが國でも先學によってかなり究明されてきており、(1) その語源から始まってその實態や意義についても論じ盡くされているかにみえる。そしてこれを一種のモンゴル的封建制として理解する觀點からしても、またモンゴルの征服のプロセスからしても、北中國における實態が主として論じられてきたのは一面納得できることである。ただ南中國獨自の問題として取り上げられたことはさほど多くない。と

いうことは、どうやら北中國における投下の問題は必ずや南中國においても同様に波及したと想定されてきたかにみえる。

さきごろ筆者は、投下領が當時一面において「賜田」と受けとめられていたことから、元代中期における賜田返還の動向に着目して、賜田の職田化傾向を指摘し、また投下領といえども、土地所有や納税をめぐる中國的な慣行と無關係でなかったと論じた。(2) 但しそこでは問題點を掘り起こすのを急いだあまり、投下領、とくに江南の投下領の實態について整理するのがあと廻しになってしまっていた。

投下領の實態を的確に傳える史料は今日、必ずしも多種多様に存在するわけではない。むしろその實態は意外に明らかでないように思う。このたび筆者があえて南中國の投下領を中心に考えてみようとしたのは、順序が逆のようであるが、かえって遡及的に投下の本質を理解するのに資するかもしれないと考えたからである。さらに投下領の消長が元朝支配の強弱に結び附けて論じられることもあったが、果たしてそれは當を得ているだろうか、換言すればモンゴル的支配の原理が投下領を通じて中國全土に向かって實現されていたと言い切れるだろうかという、筆者自身の前稿以來の疑問を檢證してみたかったからでもある。

そのための方法として、まず江南の投下領の分布狀況について基本史料の整理をする必要があるが、これについては別に公表したい。ここでは『元典章』文書の分析を通じて、江南の投下領で實際に起こっていることがらを分析してみたい。これまで投下領の探究のために『元典章』が引用されることはもちろんあった。しかし文書のなかの部分的な文言を抽出して、また特定の一條だけを取り上げて、投下の性質が論じられる傾向がないではなかったように思われるからである。筆者が試みたいのは、投下の實態を史料から掘り起こすだけではなく、投下關係の諸條がどのような文脈で論じられているか、さらには『元典章』が收錄している文書群が物語るものは何かという點に及びたい。そのためには議論や聖旨や行政命令の文言そのものではなく、そのように言われている背景や脈絡を追求してみたいと考えるのである。

一　戸計長官司

まず投下領に直接に關連する事例を紹介したい。『元典章』新集刑部、訴訟、約會「戸計司相關詞訟」の條には袁州路の事例がみえておりつぎのようである。

延祐六年三月　日、袁州路が奉ぜる江西行省の劄付。來申。「分宜縣怯憐口四千戸の長官司と萬載縣三千戸計の勾當は、元と戸を撥して設置し、止是本の投下の差役を催辦す。今別に親管の上司の鈐束なきを恃倚し、又た本路と相い統攝せず、往々例に違いて、刑名の詞訟を受理して擅便に斷決し、妄りに戸計を招きて、差徭を影避し、有司に相關して約問するの事理は、歳月を遷延して杜絶する能わず。又た毎歳合に辦ずべき錢糧・差發は、本路の官吏が圓簽して認狀し、分宜・萬載縣が印信の由帖を出給し、本司另に主首・保甲を設けて催辦し、民　重擾を受け、歳終に齊足する能わず、有司を負累し、實に治體を傷つく。今後歳辦の錢糧は、若し元と設ける有司をして催辦せしめ、一切の詞訟は、三次約問して至らざれば、例に依りて歸結せば、官事早とに杜絶するを得、錢糧成就するに易きを望むに庶からん。」此れを得られよ。已に各處の戸計司に劄付し、今後本司に干碍せざる事理は、擅まに詞狀を接するを得るなかれ、毎歳合さに辦ずべき錢糧は、既に有司が圓簽して認狀し、由帖を出給すれば、本司　期に依りて催辦し、躭悞して違錯するを得るなきを除くの外、仰せて照驗して施行せられよ。

ここの「分宜縣怯憐口四千戸」とは、『元史』巻九五、食貨志、歳賜にみえる至元二十一年（一二八四）に世祖の第二斡耳朶に江南戸鈔として與えられたもの、そして「萬載縣三千戸計」は同年必闍赤に與えられたものを指すとみてよい。どちらも戸數まで一致しているからである。さて『元典章』のこの部分は讀みにくいが、二つの投下領を並列して論じていることは疑いなかろう。前者の長官司について考えるには、瑞州路の例が參考になる。『元史』食貨志には世祖の次子裕宗の后位の四怯薛伴當に對して、至元十八年に瑞州上高縣八千戸（鈔三百三十錠）が分撥されたとみえている。これにつき

同書巻八九、百官志には徽政院所屬の瑞州上高縣戸計長官司という官秩從五品の官廳がみえている。しかも「本處の戸八千を領す」とあるから、まさしく食貨志の江南戸鈔の分賜に對應することは明らかである。その年時は同書巻九四、食貨志、茶法に「至大元年、龍興・瑞州を以て皇太后の湯沐の邑と爲し、その課は徽政院に入る」とあるように、武宗のときの措置であるとわかる。百官志には續けて「のち徽政院に隷し、至治三年に罷む」とあるが、『元史』巻四二、順帝紀至正九年（一三四九）五月辛丑の條に「瑞州路上高縣戸計長官司を罷む」とみえているから、最終的な廃止の時期については本紀の記事に從うべきだろう。

分宜縣にも上述の瑞州上高縣戸計長官司と同様の組織が存在したとみて、「分宜縣四千戸計長官司」という官廳が存在したと考えたい。「怯憐口」とあるからには、投下の側からは斡耳朶の隷屬民として扱われたのであろう。また後者の「萬載縣三千戸計の勾當」とは、前者と同様に「萬載縣三千戸計長官司の勾當」とするか、さもなくばここには長官司の設置がなかったためにこのような表現をとるよりなかったものと考えておきたい。

さて本條の内容である。袁州路の言い分（來申）によれば、二つの投下領では人戸を分撥してその投下分の差役を催辦するだけであったという。つまり規定額の戸鈔を負擔するだけであった。ところが直屬の上級官廳の取り締まりがなく、また投下領ゆえに、袁州路と直接の統屬關係にないのを利して、獨自に裁判を行い、勝手に戸計を引き入れてその差徭を逃れさせ、別系統で錢糧・差發を徵收しているという。そこで袁州路が提案したのは、錢糧の徵收は有司にまかせ、裁判は約會の措置をとった上で、それに應じなければ例どおりに結審するようにしたいというのである。この提案を受けた江西行省の判斷では、投下系統に關わりない裁判案件については戸計司が受理してはならず（卽ち、關わりある案件は必ず約會するの趣旨を含意する）、錢糧の徵收については有司の同意の署名があり兩縣からも證明書を發給しているのだから戸計司が行うとした。ここに起こっている事態はまさに有司の行政系統と投下の行政系統の衝突である。本件については中央の中書省の判斷まであおぐことはせず、その調整は行省段階で行われたのであった。

なお文中、戸計を「招」くことに言及されているが、これは「招收」という語で投下の不法行爲としてしばしばあらわれるところである。これは裏返しにしてみれば「投充」であって、農民が税役逃れをはかって、みずからの戸計を投下の戸として登錄することである。それが土地の場合ならば「投獻」とか「詭寄」ということになる。

このことに關連して『元典章』の一條を檢討しておきたい。卽ち同書一七、戸部卷三「打捕戸計」の條には江西行省の南康路での一件が次のようにみえている。

皇慶元年正月、江西行省が准けたる中書省の咨。來咨。南康路の申。「打捕提領の趙高の管する所の打捕の戸計は、未だ各處の州・縣の發遣を經ず。乞うらくは照驗せられよ。」此れを得られよ。「咨して請うらくは回示せられよ。」此れを准けられよ。送りて據けし兵部の呈。「行送せる管領諸路打捕鷹房總管府の狀申。『仁虞縣に於いて交割到る元と行せる文卷の內に檢照し得たるに、別に上項の卷宗なし。照得すらく、至大四年三月十八日に欽奉せる詔書內の一款の節該。《諸色人等は各々定籍あり、今後各投下の諸色の人は、並びに世祖皇帝以來の累朝の定制に遵い、擅まに戸計を招き駈奴を誘占するを得ず。違う者は治罪せよ。》此れを欽め。欽依するを除くの外、擬すらくは合さに趙高を將て例に依りて革罷するの外、打捕人等の額納せる皮貨に據きては、有司が舊に依りて管領するが相應なれば、民を擾がし違錯するを致さざるを望むに庶からん。申して乞うらくは照驗せられよ。』此れを得られよ。本部參詳すらく、合さに本府の擬する所を准め、行省に移咨し、趙高を將て革去し、納む所の皮貨は、有司をして管領せしむるが相應ならん。具呈したれば照詳せられよ。」都省　擬するを准む。

『元史』食貨志には南康路が江南戸鈔として分賜された記錄二件を載せているが、天曆元年（一三二八）、戸數不明の阿剌忒納失里豫王に對するものは年時が合わず論外である。となれば、皇慶元年（一三一二）に甘麻剌の子の也孫鐵木兒に對する六萬五千戸の分賜が該當する可能性が殘る。但し本斷例の冒頭の年時は皇慶元年正月であり、『元史』本紀に記錄するところの也孫鐵木兒への分賜は同年二月であるから、直接に本件が也孫鐵木兒の位下領に關わるものとは卽斷できかね

る。また「仁虞縣」はおそらく「上虞縣」の誤りと考えられる。上虞縣は越王の禿剌（トウラ）の食邑であった紹興路の屬縣であるから、ここにも投下系統の打捕戸計の存在した可能性はある。(3)

さてここにみえる内容は以下のようである。打捕提領の職にある趙高は人戸を打捕戸計として自分の管下に編入したが、この措置はもと州・縣の認可を受けていなかった。中央政府に文書が廻って檢討した結果は、さきに發せられた詔書の本文に從い、「各投下の諸色の人が擅まに戸計を招いたり驅奴を誘占」してはならぬとの決定であった。そして趙高はその職を免ぜられ、「打捕戸計」から納めさせた皮貨は有司に管理させることとなったのである。つまり投下の主張は通らなかったことになる。

さらに『歴代名臣奏議』巻六七、治道にみえる鄭介夫の上奏（大德七年）にいう。

怯憐口の如きは、蒙古人を除くの外、若し漢兒なれば皆な是れ戸あるの百姓にして、今民閒に就きて差に當つれば足れり。普天率土は盡く是れ皇帝の怯憐口なれば、何爲（なんす）れぞ更らに彼我を分たんや。今　正宮位下の怯憐口には、總管府の管する所の戸計あり、又た四怯薛官の管する所の身役ありて、殊に怯薛の中に在る者を知らず、乃ち百姓　役を避けて投充し、以て糧草・賞賜を希望するのみ。若し見在（げんざい）の數目を將（もっ）て、收めて投下の戸計と作（な）し、各々家に還りて課を辨ぜしめ、通じて位下の總管府に隷して管領せしめば、既に朝廷供給の虚費を免るれば、又た正官增辨の實利たるべきなり。

鄭介夫がここで念頭においているのは、おそらく北中國の例えば「管領怯憐口諸色人匠總管府」といった名稱の投下・位下の官のもとにある人民の戸計であろう。ここにも人民が差役逃れのために投下・位下に「投充」することが見えている。

長官司については『元史』巻八九、百官志に「管領某々等處長官司」「管領隨路打捕納綿民匠長官司」などがみえ、また邊境の少數民族を統治するために設けられたものもあったが、南中國に設置された長官司に關する史料はあまり見いだ

せない。次に示す『元史』巻三九、順帝紀後至元二年（一三三六）四月甲午の條に「長官所」とあるのは上述の「戸計長官司」に類するものであろう。

集慶・廬州・饒州の禿禿哈の民戸を以て伯顔に賜い、仍お句容縣に於いて長官所を設けてこれを領せしむ。

袁州路の戸計長官司について具體例をみてきたが、それならば他のさらに戸數の多い斡耳朶領にも同様の組織が存在したかはよくわからない。分宜縣の三千戸、また上高縣の八千戸と比較的まとまった少數の分賜であればこそ、特設官廳が置かれた可能性もあるだろうと思えるからである。

二　財賦都總管府と財賦提舉司

皇后の府たる中政院、皇太后の府たる徽政院、皇太子の府たる詹事院のもとに置かれた財賦都總管府や財賦提舉司に所屬する土地も投下領（位下領）とみなされたようである。『元典章』新集刑部、訴訟、約會「財賦佃戸詞訟」の條には次のようにいう。

延祐七年七月　日、江浙行省が准けたる中書省の咨。來咨。准けたる中書省の咨。徽政院の呈。財賦の佃戸の詞訟の公事。行して據けたる松江府等處。（江浙行省が）議得すらく、「財賦の承佃の佃戸は租課を辦納するに、但し拖欠あらば、本管の衙門が就便に追理するを除くの外、詞訟を相い爭い及び刑名の重事に據きては、宜しく有司に從って歸結すべし。咨して請うらくは照詳せられよ。」此れを准けられよ。又た徽政院の呈を據けたるに、亦た此の事の爲にす。送りて據けたる刑部の呈。「照得すらく、先きに呈奉せる省劄。『本部議得すらく、諸人　財賦府の田土を承佃して租課を辦納するに、中間但し拖欠あらば、本の衙門に從って追理し、其の餘の一切の詞訟は、如し本府の親管する戸計に係らざれば、合さに有司をして例に依りて歸結するが相應ならん。此れを得られよ。都省　除外、合下に仰せて照驗し上に依りて施行せられよ。』此れを奉（原文は本に作る）ぜよ。本部議得すらく、徽政院は財賦を呈すと

雖も、別に親管の戸計なく、承佃の佃戸は皆な有司の内より差撥せるに係り、攢攔人等の課を辦ずると一體なり。若便に再び議擬せんには、佃戸人等は官田を承佃し、畝を驗し例に依りて租を納めるに緣りて、卽ち辦課の攢攔と同じからず。旣に已に呈准して、諸人が財賦府の田土を承佃して租課を辦納するに、中閒但し拖欠あらば、本の衙門に從って追理し、其の餘の一切の詞訟は如し本府の親管する戸計に係らざれば、合さに有司をして例に依りて歸結せしめたれば、別に再び議し難し。合に已行に依りて照會すべきが相應ならん。」此れを得られよ。都省　除外、咨して請うらくは上に依りて施行せられよ。

この斷例は中書省と徽政院の文書移動が再度にわたって行われるなど、文移關係が多少複雜ではあるが、對象となっているのは皇太后の官廳である徽政院に關わる人民のことである。はじめの方の「松江府等處」とは「松江府など」の意ではなく、「府」は衍字とみて「松江等處財賦提擧司」であって、そこから上級官廳に向かって發した文書の形式を示す、例えば「申」などの字句が脫落していると考えられる。『元史』百官志によれば、徽政院管下の江淮等處財賦都總管府（江淮財賦府）のもとには揚州等處・建康等處・平江等處・杭州等處の各財賦提擧司の名は見えるものの、松江等處財賦提擧司という役所の記錄はない。この點に疑問も殘るが、とにかく財賦府所管の官田を承佃している佃戸の大小の訴訟については財賦府ではなく、有司に擔當させるというのが結論である。租稅の納入については財賦府など位下の官廳が關わるのは當然である。しかしながら「徽政院は……別に親管の戸計なく、承佃の佃戸は皆な有司の内より差撥」されたものという。例えば徵稅にたずさわる攢攔など、直接に徽政院に所屬する親管の戸計が存在した可能性も否定できないが、とにかくここにいう佃戸はいわゆる「大數目戸」に屬すると推測され、投下の干涉を受けるべきではないと結論づけられている と讀める。

次も江浙行省の事例である。『元典章』八、吏部卷三「禁治縣陞品級」の條の載せるところは長文であるが、內容は大約つぎのようである。(4) 本件は江南行臺監察御史の乃蠻歹（ナイマンタイ）の問題提起に發する。豪富の家のものが權貴に取り入り身分を僞っ

て官職についているとして、建康路の實例に卽して述べている。やり玉にあげられているのは、大都等處打捕鷹房民匠總管に任ぜられた建康路句容縣の豪民の王訓、その親族で中瑞司丞に任ぜられた王熙、もと江西行省理問所令史で現に建康財賦提擧に任ぜられている唐興宗の三名であるが、こうしたものは枚擧にいとまがないという。そして流官に入るには一定のルールに從うべきだと說く。時に延祐五年（一三一八）、中書省は御史臺系統の見解を取り入れてこれを投下の問題と明示したうえで、各投下の衙門と豪民の不都合な關係を淸算する方向を打ち出した。上記の三名については御史臺に審査させ、ほかにも一般民戶（大數目裏人）で投下の戶計と詐稱し、投下の令旨を受けて官職につくなどの不適正なものをも處分することとした。しかも今後は投下の空きポストにはみずからの愛馬（アイマク）から選任するようにし、それでも人員が足らなければ常選の人員を任用するようにと定めている。當然、これが皇帝の聖旨で認められたのである。監察御史にしてみれば、投下の橫暴や原則破りも問題だが、豪民が投下に寄生するのをより警戒していたのであろう。なお中瑞司も建康財賦提擧司も皇后の府たる中政院管下の官廳である。

三　『元典章』吏部の投下關係諸條の檢討

『元典章』九、吏部卷三、官制、投下には投下領に關わって十四條がまとまってみえており、題目とその年時を示せば次のようである。

a〔投下達魯花赤遷轉〕　至元二十年
b〔投下設首領官〕　至元二十二年十二月
c〔投下達魯花赤〕　大德八年六月
d〔革罷南人達魯花赤〕　大德十一年三月十二日
e〔有姓達魯花赤革去〕　至大四年九月

f〔有姓達魯花赤追奪不敍〕　延祐三年六月
g〔設副達魯花赤〕　延祐三年七月
h〔改正投下達魯花赤〕　延祐五年正月
i〔投下職官公罪〕　延祐六年六月十七日
j〔有司衙門給引〕　至元二十三年十二月
k〔投下勾當休另提調〕　大德二年四月二十日
l〔投下不得勾職官〕　至元三十年十一月
m〔又（投下不得勾職官）〕　大德六年十月
n〔大小勾當體例〕　大德七年閏五月初二日

このひとまとまりの斷例について總合的に檢討してゆきたい。投下官に關わる事例のそれぞれについてどのような內容であるかを要約して紹介したのち、それはどのような具體的な現實を背景にした斷例であるか、またどのような方向をめざした結論になっているかを探ってみたい。まずaの斷例は以下のようである。

至元二十年、御史臺の咨。據けたる監察御史の呈。「各投下の分撥到る路・州・縣の達魯花赤人員は、須要らず正蒙古人員を選用して各處の達魯花赤に充て、任滿つれば、管民官と一體に由を給して上司に申覆し、擬して本の投下の分撥到る腹裏・江南の州郡內に於いて、三年に互相に遷調す。如し本の投下が止だ分撥到る一處（のみ）ありて、別に遷調し難ければ、任滿つれば、已に今　上に依りて由を給して省部に赴き、再行給降して照會し、方めて復た任ずるを許す。如し爲政の實跡あらば、量りて陞用を加う。具呈したれば照驗して施行せられよ。」此れを得られよ。呈奉せる中書省の劄付。「吏部に送りて（據けたる呈。）『照擬し得たるに、合さに御史臺の呈する所に依らんに、投下の差放せる達魯花赤は常調に拘らざるに係るに緣る。參詳すらく、今後此れ等の人員、若し恃賴して民を害し事を生ず

る者あらば、宜しく御史臺に從い、各處の廉訪司をして嚴に糾察を加えしむべし。檢會し得たるに、至元四年十二月初九日の中書省の劄付。《係官・投下の州・縣の達魯花赤人員も、亦た合さに管民官の例に依りて、三十箇月を滿と爲し、合さに粘帶するなき解由を取り、省に赴きて遷轉せしむべき事。》』（中書省が）各處に行移し照會し去訖りたり。今　見呈を據けたるに、仰せて照驗し上に依りて施行せよ。」……（御史臺が）呈奉せる中書省の劄付。「吏部に送りて（據けたる呈。）『擬し得たるに、各投下の路・府・州・縣の達魯花赤は三年に一次に由を給し、宜しく御史臺の擬する所を准むべきの外、南北の拘該の路・府・州・縣が互相に遷轉するの事理に據きては、已に定例あり、呈して乞うらくは照詳せられん事を。』此れを得られよ。都省　議得すらく、各投下の州・縣の達魯花赤は三年に一次に解由を取給して互相に遷轉するの外、總管府幷びに止だ一處ありて遷轉すべきなき州・縣の達魯花赤に據きても、亦た三年に一次に例に依りて由を給し、省部に申呈し、仍お廉訪司に行移し、體訪して臺に申せよ。……」

この斷例は村上正二氏が「投下に分撥せられた數箇の食邑の閒で遷轉せしめた」例としてつとに注目された。(5) 本條は御史臺監察御史の問題提起に端を發するもので、各投下の「分撥した路・府・州・縣」の達魯花赤に關して、①モンゴル人を充てるべきこと、②任期が滿ちたなら一般の管民官と同樣に由を給して、その投下の「分撥した腹裏・江南の州郡」內に遷轉させること、③その投下が一箇處しか分撥した土地がなかった場合には、省部に赴いて手續きをした上で再任することができること等を提案している。吏部が前例を調べたところでは「係官投下州縣達魯花赤人員」は三十箇月を任滿とする原則があるという。つまり「係官の州・縣の達魯花赤人員」と「投下の州・縣の達魯花赤人員」との閒に扱いの差はないという趣旨であるらしい。これを中書省が原則的に准めて「投下の州・縣の達魯花赤人員」における三年一次の給由遷轉を確認し、なお總管府幷びに「止だ一處ありて遷轉すべきなき州・縣」の達魯花赤についても、三年一次に例どおりに由を給して省部（吏部）に報告させることとした。

最後の「總管府」とは、投下の總管府の長官は遷轉しないという規則に從うものであって、轉任先のない達魯花赤とい

えどもきちんと原則通りに手續きを踏めとしているのである。『元史』巻八二、選擧志に「江南の諸王の分地の長官は、已に例の如く遷轉せしむ」（至元十九年）とあるのに關係するであろう。おそらくは長期にわたってその地位に居すわり勝手なふるまいをする投下の州縣の達魯花赤を問題視したに違いない。吏部の言に「恃賴して民を害し事を生ず」とあることから想像がつく。要するに、係官と投下で扱いに差はないというのが結論で、江南行臺に向けられた本文書は、もともと南中國で問題が發生したというわけではないが、投下の達魯花赤の人事異動の件であるから江南と一體に處理される必要があったのである。

bの斷例は以下の通りである。

至元二十二年十二月、行中書省が准けたる中書省の咨。准けたる玉速帖木兒の言語。「哈剌帖木兒の根脚は、俺らの廣平路に係屬する人で、後頭に江陵府の按察司に奏差となって、年月が滿ちた。如今蠻子の田地に、俺らの分撥した城子の全州路の達魯花赤の禿忽魯が去っている。禿忽魯とともにどのようにして勾當させるか、擬定して去かしめること、你が識られよ。」此れを得られよ。照得すらく、禿忽魯は見に全州路達魯花赤に充てらる。都省擬すらく、哈剌帖木兒は本處の提控案牘に充て、禿忽魯と一處に勾當せよ。咨して請うらくは劄付を出給し、上に依りて勾當して施行せよ。

はじめの「中書省の咨」のあとにはあるいは「御史臺の呈」を脱しているかもしれない。「得此」に對應する上行文書が文面には現れていないからである。ここに「玉速帖木兒の言語を准けた」として、哈剌帖木兒なる人物が登場する。玉速帖木兒によれば、彼はみずからの投下の廣平路の出身で江陵府按察司奏差となっていたが、任期を滿たしたので、自分の投下領の全州路で新任の禿忽魯とともに仕事をさせたいというのである。『元史』巻一一九・博爾朮傳によれば、博爾朮は右手萬戶となり廣平路の戶一萬七千三百あまりを賜って分地となし、沒後に廣平王に追封された。その子の孛欒台が萬戶を繼承し、やはり死後に廣平王に追封されている。孛欒台の子がここにみる玉昔帖木兒その人である。『元史』食貨志

には太宗の丙申の年（一二三六）に廣平路洺水縣の一萬七千三百三十三戸を賜り、至元十八年（一二八一）に全州路清湘縣の一萬七千九百一十九戸を賜ったとあるから、この斷例の内容とぴったり符合する。しかも『康熙全州志』卷五、秩官志に禿忽魯が至元二十二年に任ぜられたとあるのとも合致する。玉昔帖木兒の請願は認められて、中書省は哈剌帖木兒を全州路提控案牘とする命令を發した。玉昔帖木兒が南北の兩方に投下領を有していたから、ことはスムーズに運んだわけであるが、この斷例はつまり斷例aを受けての具體例であり、時に御史大夫であった玉昔帖木兒の模範解答ともいうべきものである。從ってこの文書のはじめにみえる中書省の咨をうけた「行中書省」とは湖廣行省であり、その文書が江西行省に通達され蓄積されて『元典章』編纂に利用されたのであろう。

cの斷例は、中書省が御史臺官の文書による提案をうけて大德八年（一三〇四）三月十六日に上奏した結果を江浙行省に傳達したという形式をとる。(6) 文中、直譯體の文章で「漢兒・女直・契丹、達々小名裏做達魯花赤的、都合革罷了有。」とあるのは、『元史』卷二一、成宗紀大德八年三月戊辰（十六日）の條の次掲の記事と對應しているのだから、明らかに「漢兒・女直・契丹」を主語に讀まねばならない。

詔し、「諸王・駙馬の分かつ所の郡邑の達魯花赤は、惟だ蒙古人を用い、三年にして例に依りて遷代せしむ。其の漢人・女直・契丹にして名　蒙古と爲す者は皆なこれを罷む。」

この内容は基本的に、投下の長官には蒙古人を用い、女直・契丹・漢人の達魯花赤を罷めようとする世祖初期の規定と變わるところはない。(7) 北中國のみならず南中國の投下領においても適用されるべき原則であるとの確認である。しかも問題の焦點は「漢兒・女直・契丹」、卽ちいわゆる「漢人」（北中國人）であることに注意すべきで、彼らが蒙古名を名乘るのは、趙翼の『廿二史劄記』における指摘に發するような漢人が蒙古人のもとで屈服していたからであるとの解釋よりは、むしろ漢人が規則を破って投下領の官人として進出するのを禁止したいという元朝政府の姿勢を表現しているだろう。

d・e・fは斷例cと同類である。dの斷例は以下のようである。

大德十一年三月十二日、福建廉訪分司の牒。奉ぜる江南行臺の劄付。近ごろ據けたる江西道（廉訪司）の申。「察知したるに、建昌路南城縣の達魯花赤の伯顔は南人に係是（かかし）り、本人姓黄祖大の招する所の情詞を問（しら）べ得たるに、即ち違制に係れば、擬すらくは合さに革罷せしむべきが相應なり。」此れを得られよ。移准せる御史臺の咨。呈奉せる中書省の劄付。「照得すらく、先きに此事を呈す。送據せる吏部の呈。『照擬し得たるに、南城縣の達魯花赤は伯顔は既に南人に係り、廉訪司が體究して明白なれば、聖旨の通例に欽依して革罷し、合さに行省に咨し、敕牒を追收し、仍お本（そ）の投下をして例に依りて選保せしむべきが相應なり。』已（すで）經に江西行省に移咨し、吏部に劄付し、行移して上に依りて施行し去訖（おわ）りたり。今　見呈を據（う）けたるに、都省　除外、仰せて照驗し施行せよ。」

これは具體的一例であって、江西行省の建昌路南城縣の達魯花赤の伯顔とはその實、南人の黄祖大が蒙古名をかたっていたものだとの一件である。『元史』食貨志によれば、建昌路は至元十八年に濟南王の位下領として六五、〇〇〇戸が分賜されている。これがもしも達魯花赤でなく知縣であれば表だって問題化しなかった可能性もあるが、違法は違法として伯顔は罷免され、交代すべき達魯花赤はその投下系統の選任に任せるという決定である。もともとこれを摘發したのは江西湖東道廉訪司であり、中央に文書が回ってのち江西行省經由でも措置されたが、この文書が殘ったのは、江南行臺・福建廉訪分司經由で福建に下されたものが『元典章』に收錄されたのである。

eは北中國の山東の例が江南行臺に傳達されたもの。山東廉訪司は濱州達魯花赤の也先帖木兒（ゼンチムル）なるものが實は大都路金玉局の匠人であった常山兒という中國人であると摘發した。濱州は濟南路に屬し、濟王の投下領である。濟南路は丙申の年にその五五、二〇〇戸が哈赤溫（ハチグン）大王の子の濟南王（按只吉歹（アルチギタイ））に與えられたのであるが、按只吉歹の子の朶列納（ドウレイナ）は大德十一年に濟王に任ぜられている。常山兒はその濟王の令旨を受けて、これを根據として達魯花赤に就任したのだが、それでも中國人にして投下達魯花赤となるのは不可との原則に從った結論である。その實質的な審議は吏部において行われたのであった。(8)

fはこの前の諸條と同様に、中國人達魯花赤を禁止することを延祐二年十一月二十七日の「通例」として確認したものにすぎない。中央での審議經過は御史臺・行臺から南中國の廉訪司に下されている。(9)

gとhとはペアにして讀むべき斷例である。すなわちgでは、延祐二年には諸王の位下領には一般の流官をもって達魯花赤に充て、諸王の推薦するものを副達魯花赤とするとの決定がなされた。これにともない、路・州の同知と上縣の縣丞は副達魯花赤にとって代わられて減員の措置がとられた。本條で直接問題となっている中・下縣の主簿と錄事司の錄判は、上の同知・縣丞と同様に錢糧や捕盜の上で缺くべからざる官職であるから、ここにも副達魯花赤を設けるべしとの中書省の提案であって、これがそのまま認められている。副達魯花赤を設けることが直接の問題になってはいるが、投下の路・州・縣の達魯花赤は常選によるべしと資格が制限されていることが重要である。つまり投下領といえども一般の係官(けいかん)なみにしようという志向がこの時にあらわれたことに注目すべきである。(10)

hはgの内容を覆す決定である。本條を檢討すれば、gの決定が行われたのは仁宗のブレーンであり太后の庇護を受けていた權臣鐵木迭兒(テムデル)(ここには帖木迭兒と表記。『元史』卷二〇五、姦臣傳)であることが判明する。中書省の上奏によれば、以前の措置は投下が任命した達魯花赤の降格として受け止められたらしく、鐵木迭兒の政策に反對して副達魯花赤廢止を主張したのは晉王の也孫帖木兒(のちの泰定帝)と朶列捏(卽ちeにみた朶列納、このとき吳王)であった。確かに鐵木迭兒にはこうした諸王達を抑制したいとの意圖があったかもしれない。岩村忍氏はかつて投下領の構造を檢討するなかで本條のみを取り上げて投下の權力の強大さの證左としておられるが、本條はそれに先立つ一條と對比してその政變を背景に讀むべきところと思う。(11)

iは江南行臺監察御史の解世英の提言に事を發する。解世英は元朝の水軍の將として知られる解汝楫の孫にあたる人である。彼によれば投下の職官が罪を犯した場合に、受敕官(六品〜九品)はまだよいが、受宣官(一品〜五品)のなかには罰俸しようにも俸給のないものがあって、そのつど皇帝に上奏していては煩瑣であるから、通例を定めてもらいたいとい

うのである。ただし具體的に南中國のどの投下の職官にそのような問題があったのかは明らかでない。幾度かの文書往復ののちに刑部が檢討した結果は、至元二十年の前例を適用して、一般の有司系統の官廳に對應させれば適正に措置できるとしている。その至元二十年の前例とは投下領の漢人總管の事例であり、恩州の岳總管が裁判手續きを誤って違錯の罪に問われた事件である。恩州といえば、丙申の年に孛羅古觧（別里古台）大王の子の廣寧王にその一一、六〇三戸が與えられたところである。(12)

jは樞密院系統の鎮守隆興萬戸府から提起した具體的な事件に關わる。四名の軍人が逃亡して捕獲されたが、その軍人らは河南路の投下の官司の文書を携帶していた。河南府路は丁巳の年（一二五七）に睿宗の子の末哥大王位にその五、五五二戸が與えられたことがあるから、その投下を指すのかもしれない。「本院」（おそらく行樞密院）の意見では、腹裏の州城の諸投下の官司が江南で商賣をする必要があるとの人戸の言い分を信用して、證明書（文引）を濫發し軍人の逃亡に手を貸しているところに原因があるという。中書省の最終判斷では、有司衙門に屆け出をし、保證人を立てるなどの面倒な手續きを課し、投下の官司の擅行を規制しようということであった。逆にいえば、それだけ擅行がありがちだったということにもなる。(13)

kは中書省が投下領の問題處理に關して上奏した結果を江西行省に傳えた斷例である。その趣旨は、投下の問題は衆人が相談して（つまり約會して）體例どおりに行え、獨自に另に提調するなかれというにある。しかも他の行省でもこのような事例があるだろうから文書を廻わせと、通則としての效力をもたせようとしている。どうやら投下の問題を處理する際の投下の擅行を制限しようとしているかに見受けられる。(14)

lは表面的にみるかぎり、かなり個別にわたる斷例である。ある投下達魯花赤の不心得な行動について、山東宣慰司が適切な措置をとってほしいと吏部に對してうったえたのである。そのものは東昌路達魯花赤の探馬赤といい、至元二十九年二月初めに赴任してわずか半月で、軍糧の交付を受けて雲南の永昌府に官費出張してしまった。もどってきたのは十一

月であった。このように勝手にその職を離れるようなことは許さないでもらいたいというのである。そして今後の問題としながらも、達魯花赤や各投下の差し遣わした使臣が「大王の令旨や駙馬の鈞旨」を携えて呼び出し（勾喚）に應ずる場合には省部の明文の發給を待つようにしてもらいたいという。探馬赤なる人物は投下の命令であるとの書きつけを錦の御旗にしていたに相違ない。東昌路については、太宗のときに石高山に東昌・廣平の四十餘戸を賜ったとの記錄があるが戸數も少ないことでもあり、これがこの場合に該當するか定かでない。(15)

lが江西行省に下された文書であるに對して、mは江南行臺に下されたという違いがあるにしても、同様に北中國の投下の事例を南方に傳えたケースである。本件は冀寧路（太原）管下の崞州の知州の唆羅海と投下との對立である。投下官の也先忽都魯が知崞州の唆羅海の非協力的態度に立腹してけんか沙汰に發展し、投下の主の威遠王阿只吉にうったえたのが事の發端であるらしい。阿只吉は河東山西道廉訪司に令旨を發して唆羅海の處分を要請した。丙申の年に太原の七五、四〇四戸が太祖の次子の茶合觧大王の子孫に與えられている。阿只吉は茶合觧の孫にあたる。崞州が確かに投下領に含まれているか否か判然としないが、とにかく知州罷免の要求であったに違いない。これに對する廉訪司の判斷はこうである。牧民の官員がたとえ有罪であったにしても、それは朝省によって處分されるべきところであり、也先忽都魯の一方的な言い分によって知州たる唆羅海を呼び出すのは不適當である。このことはすでに聖旨に明言されていることで、諸王・公主・駙馬が公事をあずかる大小の官吏を一方的に呼び出してはならぬとされてきたという。中央の刑部の判斷も同様であって、唆羅海を職にもどせとしている。そのまま中書省がこれを認めている。この場合、知州を投下の壓力から救ってやった結果となっている。(16)

nは江西の吉州路の事例であり、以下のようである。

大德七年閏五月初二日、江西行省が准けたる中書省の咨。安西王位の差來せる使臣の忽里罕等の呈。「敬奉せる安西王の令旨。『鋪馬五疋を起し、吉州路に前去し、忻都の元と關せる本錢二千定の內、造下したる水弓・皮袋・段疋・

紗羅幷びに利錢の鈔錠等の物は將來せよ。軍の氣力は用いると都省に說って去け。』此れを敬せよ。忽里罕等　敬依して前來し、今　見に賚したる鋪馬を把起する令旨の本をば、譯寫して粘連して前に在り。具呈したれば照詳せられよ。」此れを得られよ。……又た大德二年六月二十六日、御史臺の呈。欽奉せる聖旨の節該。「諸王・駙馬が差使せる大勾當は明白に奏して行わしめよ。小勾當は中書省を經由して行え。體例なき勾當は罷めよ。」此れを欽め。（中書省が）今　見呈を據けたるに、都省　咨して請うらくは欽依して施行せよ。

『元史』食貨志によれば、吉州路はその六五、〇〇〇戶が安西王に分賜されていた。(17) 使臣の忽里罕は安西王の令旨によって、軍事力を背景に吉州路で物資の徵收を行おうとした。それがスムーズにゆかなかったとみえて忽里罕は中書省にうったえた。これを受けた中書省では、大勾當（大事）は上奏してから行え、小勾當（小事）は中書省經由で行え、體例なき勾當はやめよとの聖旨を引用している。どうやら安西王領とはいいながら、使臣の思うような徵收はできずに終わったようである。關連して附け加えれば『元典章』一六、戶部卷二「使臣合喫肉食」の條に、やはり吉州路で諸王位下の使臣が羊肉の供出を強要した一件が記錄されている。これも最終的に聖旨によって與えること無用とされている。(18) jからnまでの五例は、いずれも投下の擅行抑制という意味で同じ方向性をもっていると判斷できる。

以上の諸例を總合的に觀察してみるとどうだろう。投下の恣意や一方的な收奪がまかり通っていたとはどうしても思えない。むしろ我々に感得されるのは、投下官司と有司との利害調整をこうした判例の蓄積を通じて行おうとする行政實務擔當者の努力である。つまりなんとか行政が無秩序に陷らないように原則を立てようとしている。それがかえって投下の恣意をできる限り排除しようとする方向に傾斜してゆくのである。同時にgとhにみたように、法令集として制度變改の跡を殘すのもこうした法令集としての使命であったろう。

ところで『元典章』の斷例の蓄積には江西行省の袁州路が大いに寄與していたらしいことが知られている。その袁州路は『元史』食貨志によれば、世祖の斡耳朶領に編入されているものが次に示すとおり非常に多い。

至元二一年	袁州路分宜縣	四、〇〇〇戶	鈔　一六〇錠	世祖第二斡耳朶
大德　三年	袁州路宜春縣	四〇、〇〇〇戶	鈔一、六〇〇錠	世祖大斡耳朶
大德　四年	袁州路萍鄉州	四二、〇〇〇戶	鈔一、六八〇錠	世祖第二斡耳朶
大德一〇年	袁州路宜春縣	二九、七五〇戶	鈔一、一九〇錠	世祖第三斡耳朶
大德一〇年	袁州路萬載縣	二九、七五〇戶	鈔一、一九〇錠	世祖第四斡耳朶

なお大德三年のものは原典には「一萬戶」とあるが、賜鈔の數に合わせて「四萬戶」に改正すべきものと考える。このほかさきに戶計長官司に關して言及した必闌赤に與えられた萬載縣の三、〇〇〇戶もある。いま斡耳朶領だけを合計しても一四五、五〇〇戶に達するのである。これを『元史』卷六二、地理志にみえる同路の總戶數一九八、五六三戶に比べれば、袁州路の大半が成宗期には世祖の斡耳朶領に編入されていたことになる。

斡耳朶領とはいえ、あるいは稅糧を供出するだけの名目的なものにとどまったかもしれないが、他の路分に比べれば、なにがしか投下の影響が及びやすかったはずである。筆者が『元典章』の投下關係史料を檢討したのは、この袁州路において投下系統と有司系統の摩擦やせめぎ合いを發見したかったからでもある。前述の戶計長官司の例のほかには、實は直接に投下領の內部の狀況を語ってくれる史料を見いだせなかった。しかしながら考えてみれば、ここにみた『元典章』吏部の投下關係十四例の文書は結局のところ袁州路に集められたものではなかったか。そうなれば上にみた文書の蓄積は、元代の南中國、とりわけその投下をかかえる地方官廳にとっては投下の不法行爲を抑止するために用意された切實な斷例群と解せられるのである。

むすび

本稿では江南の投下領に關わる『元典章』文書の分析を試みた。その投下の狀況を推察すべく、江西行省袁州路におけ

る戸計司の事例、ついで江浙行省における財賦府に關わる事例を検討し、最後に『元典章』吏部の投下の項にみえる諸條について検討を加えた。

江南の投下領をめぐる投下による恣意的な行爲は、たとえば投下領における達魯花赤以下の官吏任命、投下への人民の「招收」、それを裏返せば中國の人民が規定の税糧以外の差役負擔を逃れようと投下領をむしろ利用しようとするさまざまな違法行爲、投下官による臨時的徵收などをはじめとして、しばしばトラブルの種になっていた。そして從來ともすれば、これがいかにも征服王朝らしい征服者の直接的な支配の實態を示すものと理解されがちであったように思われる。しかし『元典章』の諸條それぞれの內容を具體的に理解し、なおそこで結論づけられている方向性を推しはかるとき、筆者は投下の恣意的性格というよりは、むしろ法的合理主義にたって投下の恣意的行爲をできるかぎり抑制しようとする一般行政官たちの姿をみたように思う。

つまり元代の江南には二重の支配原理が存在したのである。つまり中書省——行省——路——州——縣という一般の有司系統の支配原理を基本としながら、皇后（斡耳朶）・皇太后・皇太子・諸王・公主・駙馬・功臣らに賜與された投下系統の支配原理もまた存在するのである。これを官廳レベルで捉えれば有司と投下官司であり、官吏レベルなら管民官と投下官、人民レベルなら大數目戸と投下戸ということになる。元代江南の政務に當たるものの焦眉の課題は、この二重の支配原理の閒でいかに調整をつけるかであった。『元典章』はそのような官吏がなんとか原則を立てようと努め、準據すべき法令集として殘そうとした貴重な記錄だったのである。

註

（1）安部健夫「元代「投下」の語原考」（『東洋史研究』第三卷第六號、一九三八、のちに『元代史の研究』一九七二、に收錄）、小林高四郎「元朝投下考」（『日吉論叢』第一輯、一九三九、のちに『モンゴル史論考』一九八三、に收錄）、村上正二「元朝に於ける投下の意義」（『蒙古學報』第一册、一九四〇）、愛宕松男「元朝の對漢人政策」（『東亞研究所報』

第二三號、一九四三、のちに『愛宕松男東洋史學論集』第四卷、一九八八、に收錄）、岩村忍「五戶絲と元朝の地方制度」（『東方學報』京都第三二册、一九六二、のちに「封建的領地制」の題目で『モンゴル社會經濟史の研究』一九六八、に收錄）、海老澤哲雄「元朝の封邑制度に關する一考察」（『史潮』第九五號、一九六六）、同「モンゴル＝元時代の五投下について」（『山崎先生退官記念東洋史學論集』一九六七）、松田孝一「元朝期の分封制――安西王の事例を中心として――」（『史學雜誌』第八八編第八號、一九七九）等參照。

（2）拙稿「元代の賜田についての一考察――その返還の動向を手がかりとして――」（『柳田節子先生古稀記念中國の傳統社會と家族』一九九三）參照。

（3）『元史』卷一一七、禿剌傳に次のようにいう。

武宗卽位、第功、封越王、錫金印、以紹興路爲其分地。

また『元史』卷三五、文宗紀至順二年四月甲寅の條にいう。

中書省臣言、「越王禿剌在武宗時、以紹興路爲食邑、歲割賜本路租賦鈔四萬錠、……」

（4）原文を次に示す。

延祐五年　月　日、江西行省准中書省咨。御史臺呈。准江南諸道行御史臺咨。據監察御史乃蠻歹承事等呈。「……近年豪富之家、自定服色以來、往々附麗權貴、濫叨名爵、如虎而翼。且以建康一路言之、如句容縣豪民王訓、白身人、欽受宣命、承務郎・大都等處打捕鷹房民匠總管、同居叔王熙亦受宣命、奉訓大夫・中瑞司丞、唐興宗元係江西行省理問所令史、見任建康財賦提擧、似此不可枚擧。宜從都省照勘、白身驟陞人等、欽依明詔、悉皆削去。其入流之人、自有定制、據各衙門應奉選者、如委相應給降宣敕、其或不當、從中書省回奏、其餘衙門近侍人等、敢有擅奏啓中書政務、欽依已降詔旨、以違制論罪、庶塞倖門。」……俺衆人商量來、臺家說的是治天下的大勾當有。如今各投下各衙門裏應着他每自選人麼道、腹裏・江南白身的人每、虛捏着怯薛、詐冒着籍貫姓名作弊、欺誑朝廷、受了宣敕、近上名分委付了的多有。……如今先將這王訓等三箇、交臺家照勘了、合罷的、合追奪的、卽便依體例行、其餘各投下各衙門、似這般但是虛捏着怯薛的、冒着籍貫的、更改名姓的、有過犯來的、大數目裏人詐稱投下的、白身便要了宣敕名分、并濫受各投下令旨委付的、……文書到日、限一箇月、敎他每自賫着宣敕、赴所在官司、出首免罪。……後頭各投下有缺用人呵、只敎他自愛馬裏選着委付、大數目裏人每、不敎冒着入去各衙門。……

（5）註（1）村上論文參照。

（6）原文を次に示す。

大德八年六月、江浙行省准中書省咨。大德八年三月十六日奏過事內一件。「臺官人每、俺根底與文書、各投下・各枝兒分撥到的城子裏、他每委付達魯花赤有。一箇月日未滿、又重委付一箇來有。於內多一年是漢兒・女直・契丹、達々小名裏、做達魯花赤有。今後各投下・各枝兒裏說知、選揀蒙古人委付者。漢兒・女直・契丹、達々小名裏、做達魯花赤的、都合革罷了有。麼道這般說有。俺商

量來、今後諸王・駙馬各投下・各枝兒裏、行與文書、他每分撥到的城子裏、委付達魯花赤呵、選揀蒙古人委付者。如果無蒙古人呵、選揀有根脚的色目人委付者。三年滿呵、交他每依大體例替換了、若三年不滿呵、不交重委付人呵、怎生。」奏呵、奉聖旨、「那般者。」欽此。

(7) 『元史』巻六、世祖紀至元二年二月甲子の條にいう。

以蒙古人充各路達魯花赤、漢人充總管、回回人充同知、永爲定制。

同至元五年三月丁丑の條にいう。

罷諸路女直・契丹・漢人爲達魯花赤者、回回・畏兀・乃蠻・唐兀人仍舊。

(8) 原文を次に示す。

至大四年九月、行臺准御史臺咨。奉中書省劄付。來呈。山東廉訪司申。「石那臣告、大都路金玉局所管匠人常山兒、敬受濟王令旨、前來濱州、充達魯花赤、本人改名也先帖木兒。」得此。送據吏部呈。「照得、至大二年四月內、欽奉聖旨節該、『各投下多是漢兒・契丹・女直、做蒙古人的名字、充達魯花赤。……』欽此。卽不見諸投下差設本投下梯己戶匠敬受令旨、或受宣敕有姓達魯花赤、合無一體革去。參詳、諸投下梯己戶匠所設達魯花赤、於內若有漢兒・契丹・女直、擬合劄付御史臺、欽依已降聖旨事意、一體革去。具呈照詳。」都省准呈、依上施行。

(9) 原文を次に示す。

延祐三年六月、行臺劄付、准御史臺咨。呈奉到中書省劄付。來呈。延祐二年十一月二十七日合禀通(劄)〔例〕。送刑部議擬到下項事理內一款。諸人告言有姓不應達魯花赤人員、指訂照勘明白、合無依例取問追奪。前件照得、先奉中書省劄付。皇慶元年六月初八日奏過事內一件。大都省帖木迭兒丞相等官人每奏將來有。御史臺官人每、俺根底與文書、諸王・駙馬各投下分撥到城子裏委付達魯花赤呵、有姓漢兒人、更改了名姓、保的也有。……

文中「合禀通劄」とあるのは「合禀通例」と校すべきである。この日附は「詔赦條畫」と一致する。拙稿「元代條畫考」(七)(『香川大學教育學部研究報告』第一部第五一號、一九八一)參照。

(10) 原文を次に示す。

延祐三年七月、行省准中書省咨。延祐三年五月十一日奏過事內一件。「去年將各投下分撥來的各路・州・縣裏、交各怯薛裏、常選內、衆人之上、委付達魯花赤、各路・州・縣裏、各減一員、將投下合委付的人、做副達魯花赤委付、麼道奏了來。如今依先已了的、各路・州裏減去同知、上縣裏減去縣丞、交各投下委付副達魯花赤、中下縣主簿、錄事司錄判、掌管錢糧捕盜勾當減去呵、不中也者。交各投下添設放副達魯花赤一員呵、怎生。商量來。」奏呵、「那般者。」麼道聖旨了也。欽此。都省請欽依施行。

なお『元史』巻二五、仁宗紀延祐三年六月乙亥の條にいう。

改諸王・功臣分地郡邑同知・縣丞爲副達魯花赤、中・下縣及錄事司增置副達魯花赤一員。

(11) 註(1)岩村論文參照。また原文を次に示す。

延祐五年正月、江南行臺准御史臺咨。延祐四年六月十七

日、本臺官奏過事內一件。「監察每文書裏說、各投下達魯花赤、太祖皇帝初起北方時節、哥々弟兄每商量定、取天下了呵、各分地土、共享富貴、麼道、世祖皇帝卽位以來、立着法度、諸王分到的城子、交他每各自委付達魯花赤有。這勾當行了多年也。近閒帖木迭兒別了世祖皇帝聖旨、無故將各投下委付來的達魯花赤罷了、只交委付次二官的上頭、失了諸王的心、麼道、臺官每題奏來。帖木迭兒却回奉了有、合依舊交他每委付達魯花赤、麼道說有。……」麼道聖旨了也。欽此。呈奉中書省劄付。照得、延祐四年六月二十二日奏過事內一件。「在前諸王每委付的各路・府・州・縣達魯花赤每、交做(付)〔副〕達魯花赤、大數目裏、交委付爲頭達魯花赤者、麼道奏奉聖旨行了來。近日臺官每奏、各投下的城子裏、只依着已前行來的體例、交他每委付爲頭達魯花赤者、大數目裏休委付者。麼道有聖旨來。近閒也孫帖木兒・晉王朶(刘)〔列〕捏等大王也說、是俺投下的勾當有、依先例委呵、怎生。麼道俺根底與了文書有。……」

なお『元史』巻二六、仁宗紀延祐四年六月丙辰（二十二日）の條にいう。

敕、諸王・駙馬・功臣分地、仍舊制自辟達魯花赤。

(12) 原文を次に示す。

延祐六年六月十七日、奉江浙行省劄付。准中書省咨。刑部呈。奉省判。御史臺呈。准江南諸道行御史臺咨。據監察御史解世英將仕呈。「……如有公事差池怠慢者、當該官吏人等、驗事輕重斷罪者。投下職官、受敕以下人員、固可量事區處、惟受宣官員、若欲議罰、多有無俸給者、倘若擬斷、必須奏聞。……宜從合干部分、將投下職官無俸給者、如有公事差池怠慢、取訖招伏、定擬責罰通例遵守、庶人知畏俱、公事成就。具呈照詳。」得此。……送據刑部呈。照得、至元二十年八月初三日、承奉中書省劄付。送御史臺呈。恩州岳總管、人戶朱全祐甑男朱得興、奸誘斑四駐婦臘梅在逃、捉獲受錢、私下休和。……本部議得、投下職官、除罪應的決、已有定例、所據公事差池怠慢、無俸給、合行懲戒。今後似此有犯事理、比附有司相對衙門俸官例、驗事輕重追罰。如蒙准呈遍行遵守相應。具呈照詳。得此。都省准擬。

(13) 原文を次に示す。

至元二十三年十二月、行御史臺准御史臺咨。承奉中書省劄付。樞密院呈。行樞密院咨。鎭守隆興萬戶府申。見管軍人內逃訖杜林・蔣興・李德・陳義等四名、根捉到吳城山捉拿到官、招伏就用陳提領等賫河南路諸投下官司文字、相隨在逃罪犯、行移按察司審斷外、本院看詳、腹裏州城諸投下官司、信從人戶、以江南等處作買賣者爲由、濫放文引、般取軍人在逃、使管軍官不能拘繫、遍行合屬禁約事。都省議得、今後諸人若要因事或爲商賈前去他所勾當、經由有司衙門陳告、取問鄰佑是實、令人保管、別無違碍、方許出給差引、明置文簿銷照外、據其餘衙門幷各投下官司、雖有印信、無得擅行出給文引、除已遍行合屬禁約外、仰照驗施行。

(14) 原文を次に示す。

大德二年四月二十日、江西行省准中書省咨。二月初八日奏過事內一件。「諸王・駙馬各投下勾當、教他每提調、麼道、遍向諸衙門之上、委付着中書省有。投下的勾當有呵、衆人商量了、合依體例行呵、令各自另提調呵、不揀怎生也偏向無體例有。大勾當裏不便當呵、今後投下勾當、獨自休另提調者、不揀甚麼勾當呵、衆人商量了行者。這般宣諭了、投下勾當、另行提調的、要罪過者、行御寶聖旨呵是來、如今時間、俺省家行文書呵、怎生。」奏呵、奉聖旨。「是有。您行者。」又奏、「別箇省裏似這一般、各自另行提調投下勾當的也有也者。依那體例遍行文書呵、怎生。」奏呵、奉聖旨。「那般者。」欽此。

(15) 原文を次に示す。

至元三十年十一月、江西行省准中書省咨。吏部呈。山東宣慰司關。「東昌路達魯花赤探馬赤、至元二十九年二月初四日禮任、至二十日前去永昌府、將軍糧交付了當、至十一月初五日還職。照得、元奉省劄。『路・府・州・縣達魯花赤、非奉聖旨・省部明文、不得擅自離職。奉此。』照得、東昌路達魯花赤擅自離職、倘有稽遲、所責非輕。今後、達魯花赤若各投下差委使臣、賫擎大王令旨・駙馬鈞旨、前來勾喚、擬合等候省部明文、然後許令前去、似爲不致失誤勾當。請照驗。」本部議得、若准擬相應。都省准呈。咨請遍行照會施行。

(16) 原文を次に示す。

大德六年十月、行臺准御史臺咨。承奉中書省劄付。來呈。河東山西道廉訪司申。五月初三日有使臣怯來賫敬奉阿只吉大王令旨。「崞州唆羅海、咱每管的也先忽都魯說來、三月二十日刷馬時節、喚我去來到呵、知州馬也不曾問、和雇和買皮裘靴子等、你不與則麼。爲那上頭、我廻說、『我是達達人有。』那其間裏、頭髮撚着打我沙々來。如今這令旨到時節、即忙過來、這裏折證者。」敬此。照得、先欽奉聖旨條畫內一款節該。「非奉聖旨、諸王及公主・駙馬不得一面勾喚管公事大小官吏。」欽此。卑司看詳、府・州・司・縣官員、俱係牧民之職、設若有罪、宜從朝省區處、今聽從也先忽都魯一面詞因、將知州唆羅海、勾喚去訖、不惟躭誤大小公事、慮與前項欽奉聖旨事意、似涉不同。具呈照詳。……本部議得、唆羅海即係牧民長官、所管差役一切詞訟支持應辦并奥魯軍情事務、不爲不重。若投下有事、將管民官恣意勾攝、妨占躭誤公事、深槩利害。如准廉訪司・宣慰司所言、欽依元奉聖旨事意、諸王・公主・駙馬不得一面勾攝、行下本投下王府、即令知州唆羅海還職、已後無致違別體例相應。都省除外、仰依上施行。

(17) 註(1)松田論文參照。

(18) 『元典章』一六、戶部卷二「使臣合喫肉食」の條にいう。

大德三年二月、江西行省據吉州路申。「有朝廷差來官・諸王位下使臣、索要羊肉・鷄・鵝・蒜酪・老酒、冬月索要木炭、別無許支明文。乞明降事。」得此。照得、先准中書省咨該。奏過事內一件。「江南做官去來的一箇漢兒人說有。江南行底使臣每、與猪肉・魚兒・鴈・鵝・鴨喫不肯、只要羊肉喫有。那田地裏、每一口羊、用七八十兩

鈔買有。這般敎站赤生受的一般。奏呵、若有猪肉呵、與猪肉喫者。無猪肉呵、交與飯喫者。魚兒敢廣也者、與魚喫者。無呵、也休與喫者。羊肉・鵝・鴈・鴨等飛禽、休與喫者。」欽此。

in Chengde be examined through analyses of the relations and conflicts existing between the provincial commander and these officers.

(iii) The reason for the stability of Chengde under the control of the Wang family 王氏 as provincial commanders was the emasculation of the powerful general officers during the course of several struggles between the provincial commanders and these officers, and the purge or appeasement attempts on the officers by the commanders extending over a long period of time. In the unsettled era after the Huang Chao 黄巣 rebellion, however, the stability and peace of Chengde as a small kingdom of the Wang family no longer pertained.

A NOTE ON THE LAND AND PEOPLE OF TOU-XIA 投下 IN SOUTHERN CHINA DURING THE YUAN PERIOD

—Conflict between Government Magistrates and Tou-xia Officials as recorded in the *Institutions of the Yuan Dynasty* 元典章—

UEMATSU Tadashi

During the Yuan period, a certain number of households of southern China were awarded to imperial relatives, nobles, and meritorious persons. In this system such designated households had to remit the paper currency tax 戶鈔 to support the Tou-xia overlords. In this paper I clarify the circumstances surrounding the land and people of Tou-xia via an investigation of the documents of the *Institutions of the Yuan Dynasty.*

First, I examine the legal case of the Command Office of Households 戶計長官司 of Yuan-zhou-lu 袁州路 in Jiang-xi 江西 province. Next, I examine cases of the Grand Wealth Supervisory Bureau 財賦都總官司 and the Wealth Control Bureau 財賦提舉司 in Jiang-zhe 江浙 province. Finally, I examine a series of fourteen cases collected in the section on the department of Personnel Administration 戶部 of the *Institutions of the Yuan Dynasty.* The aim of this examination is to investigate the structure and contents of each document, to consider the historical background, and

to clarify the actual meaning of the documents. These documents reveal the details of the conflict between the government magistrates 有司 and the officials of the Tou-xia. From these I discovered a "dual principle of administration" that pertained to the region of southern China during the Yuan period. The local officials strove to legitimately avoid pressure from the Tou-xia. The efforts of these officials are revealed in the laws compiled in the *Institutions of the Yuan Dynasty.*

AN INQUIRY INTO THE TRANSFORMATION OF THE HONG MERCHANT SYSTEM AT CANTON

OKAMOTO Takashi

This paper is an inquiry into the transformation of the hong merchant system at Canton, based on an examination of primary sources, both published and unpublished. Based on these sources, the author first identifies some of the hong merchants in the early 1730's, such as Suqua, Ton Hungqua, etc., whose identities and activities have not as yet been sufficiently analyzed by previous studies. Secondly, these sources reveal the existence of a system of zonghang 總行 in this same period, within which the Security Merchant/Cohong system originated.

The establishment of the Cohong system was intimately related to the class hierarchy of hong merchants at Canton. This hierarchy was structured according to ranking of wealth, and included the positions of waiyang-hang 外洋行, ben'gang-hang 本港行, Fu-Chao-hang 福潮行, or shopkeepers. This hierarchy, on which the so-called Canton monopoly system was based, until the early 19th century changed into a hierarchy comprising two distinct parts, one concerned with the conduct foreign and one with domestic trade. This bifurcation occurred because the shopkeepers directly dealt with foreign merchants under the name of waiyang-hang merchants and because Fu-Chao-hang absorbed ben'gang-hang. This latter absorption occurred due to the Fu-Chao junks' take-over of the Southeast Asian trade which had hitherto been managed by